

特定自然観光資源の所在する区域への立入りに関する法令制度の関係性について

1 観光案内人が手続きを行う場合の流れ及び根拠法令

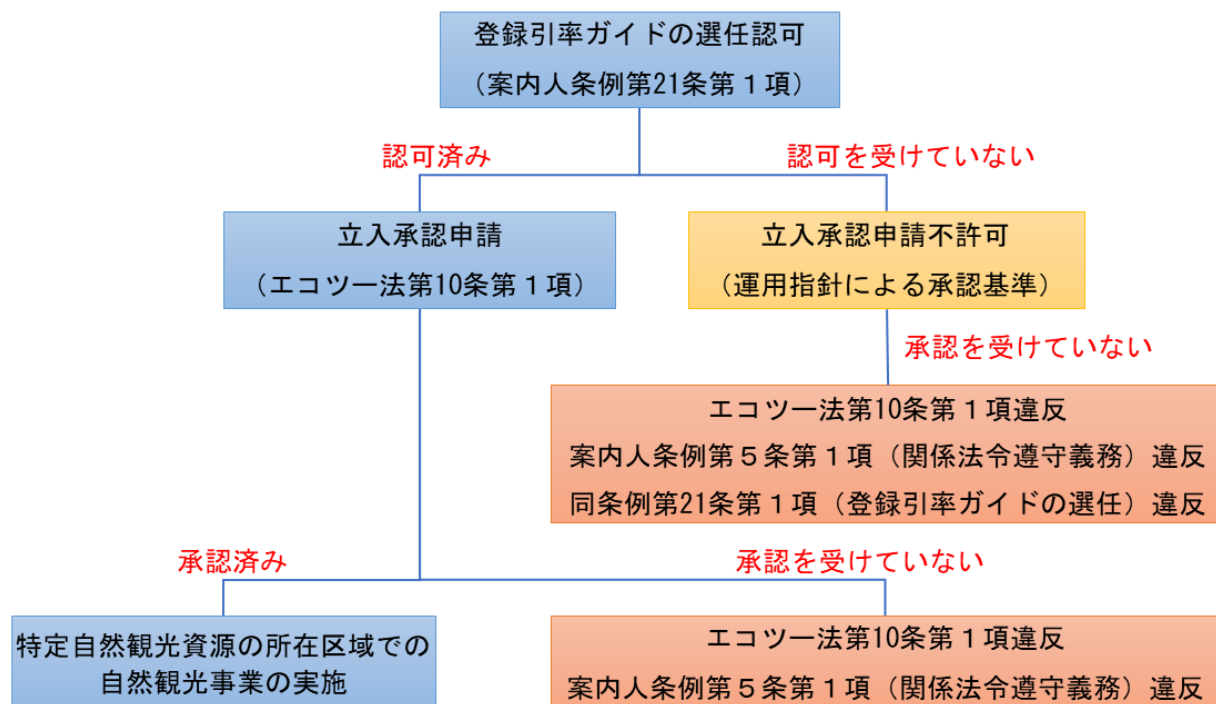


図 手続きのフロー

エコツアーリズム推進法第10条第1項違反に対しては、同法第19条第2項において30万以下の罰金に処することができる罰則規定が設けられている。ただし、当該罰則規定の適用にあたっては、町職員による中止の指示が罰則の構成要件となっていることに留意が必要。

- エコツアーリズム推進法（平成19年法律第105号）第十条及び第十九条（抄）
（特定自然観光資源に関する規制）

第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第八条第一項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2～3 （略）

4 市町村の当該職員は、第二項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。

5～6 （略）

（罰則）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第十条第四項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかった者

2 制度の実効性確保に向けた主な論点

エコツーリズム推進法第10条第4項の規定による町職員による中止の指示は、町職員による公権力の行使にあたることから、町職員が行うことが原則となる。

一方で、特定自然観光資源の所在する区域において町職員による直接の巡視を常時行うことは、西表島内に駐在する町職員に限られている現状では困難が伴うところ。

以上のことから、特定自然観光資源の所在する区域の運営に係る事務について、委託に関する根拠条例を設けることで、公権力の行使に係る事務もその委託対象に含めることができないか。

(1) 論点1 公権力の行使に係る事務について、条例を根拠に民間委託を行うことの妥当性

- 総務省では、「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン（平成28年12月）」を公表しており、この中で地方公共団体の窓口業務のうち、民間事業者に委託することが可能な範囲について、関連する省庁通知をまとめることで整理を行っている。これにおいては、公権力の行使にあたる審査に係る事務は住民基本台帳、戸籍、健康保険いずれの事務においても「委託不可」との整理が示されている。
- 他方で、個別法に根拠となる規定を設けることで、私人が行政行為を行う立法例も存在。
 - ・ 建築基準法に基づく建築確認は、従来行政庁のみで行われていたが、平成10年の建築基準法改正により、国土交通大臣または都道府県知事の指定を受けた私人（指定確認検査機関）も行うことができるようになった。
 - ・ 平成16年の地方自治法改正により導入された指定管理者制度では、民間事業者も地方公共団体の指定により指定管理者になると、行政庁の権限を代行する者として使用許可などの一定の処分をすることが可能になった。
 - ・ 平成14年の自然公園法改正により導入された利用調整地区制度では、利用者の立入り規制を行うことが可能な特定自然観光資源に類似した制度であるが、利用調整地区への立入りの認定等に係る事務について、環境大臣又は都道府県知事の指定を受けた私人（指定認定機関）に全部又は一部を行わせることができることとしている。
- 条例においては、地方自治法に基づく指定管理者制度等法令にその根拠を有するものを除いて、現在のところ立法例が確認できていない。

(2) 論点2 受託者の地位について

- また、仮に条例を根拠に事務の委託を行う場合は、受託者の地位に関する以下についても検討が必要と考えられる。
 - ・ 受託者の職員は、いわゆる「みなし公務員」の適用を受けるか否か
 - ・ 受託者の職員は、国家賠償法第1条第1項の規定による「公権力の行使に当たる公務員」の適用を受けるか否か
 - ・ 受託者の行為に起因する損害の賠償に関する適用法令の取扱い（国家賠償法若しくは民法又はその両方）